様式第１号

審 査 基 準 整 理 票

<table>
<tr><td>処分名</td><td colspan="3">歴史博物館観覧料の還付</td></tr>
<tr><td>根拠法令名</td><td colspan="2">大津市歴史博物館条例</td><td>（条項）第８条</td></tr>
<tr><td>基準法令名</td><td colspan="2">大津市歴史博物館の管理運営に関する規則</td><td>（条項）第１８条</td></tr>
<tr><td>所管部署</td><td colspan="3">市民部　歴史博物館</td></tr>
<tr><td>標準処理期間</td><td>７日</td><td>法廷処理期間</td><td>日</td></tr>
<tr><td colspan="4">【審査基準】　・文書の名称　【　】
・掲載図書等　【　】
・内容　■全部掲載　□一部・項目のみ掲載

（参考）
【根拠法令】
○大津市歴史博物館条例
（観覧料及び使用料の返還）
第８条　既納の観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

【基準法令】
○大津市歴史博物館の管理運営に関する規則
（観覧料の返還）
第１８条　条例第８条ただし書の規定により観覧料を返還する場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。
⑴　管理運営上の都合により観覧できない場合　全額
⑵　天災地変その他観覧しようとする者の責めに帰することができない理由により観覧できない場合　全額
⑶　その他館長が必要と認めた場合　その都度館長が定める額</td></tr>
</table>

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。